

# 「総ぐるみ」新聞

## NPO総ぐるみ福祉の会 第13回通常総会を開催

NPO総ぐるみ福祉の会事務所は日限山4・45・10（八四六一八八五〇）  
 入会や活動のお問い合わせ先は、事務所または「日限山荘」日限山4・7・1

5月25日(日)の午後1時15分より、西洗・港南プラザ自治会館1階ホールにて、NPO総ぐるみ福祉の会の第13回通常総会が開かれました。

会場には、恒例となった大橋綾子さんご寄贈の豪華な盛り花が華やかに飾られ、新見宏氏の司会によって総会は始まりました。

開会冒頭に、宮崎浩子理事長が「今年には会員が急に多くなりました。そのわけは、今まで普通会员だった方達に正会員になっただけだからです。後ほど定款変更の説明をします。もう一点、会計報告は、活動の様子が分かり易い計算書にかえました。これも後ほど経理担当よりご報告いたします。

最近の傾向は男性会員の入会が多く、会員構成の男女比が同じくらいになりました。福祉の会というと、女性が多数を占める会も多いのですが、当会は健全な会員構成のように思います。男の料理教室、きむら・コーヒール、手芸の会、囲碁、昼食会、マッサージ、健康体操、野菜の栽培など、自主的に楽しんで気軽に参加できるようにしたのがよかったようです。今年度もこの基本は変えないでやっていくつもりです。」と挨拶されました。続いて議長に岡野美樹氏を選出して、総会

員数一一五人中、出席七人、委任状提出三人で、総会の定足数を満たすことが確認され、議事録書名人に、理事長の宮崎浩子氏、議長に岡野美樹氏、坂巻武氏を指名して、議事に移りました。

平成25年度事業報告が宮崎理事長から、決算報告が小野みち子氏よりなされ、監査報告



が中康行氏よりあって、挙手によって可決されました。その後、平成26年度の事業計画と予算案が提示され、原案どおりに可決。

今年役員改選の年に当たするため、改選案が示され、副理事長に浮田泰治氏、監事の中康行氏が退任され、新監事には新見宏氏が就任(他の役員は再任)され、承認されました。

また、横浜市の査察により指摘された当会定款の左記2点の変更について、宮崎理事長より説明があり、変更届出書が承認。

- ① 当会の事業に「障害福祉サービス事業」と「地域生活支援事業」を追加する。
- ② 当会の会員を「正会員」「利用会員」「賛助会員」の3種とする。

最後に、中康行氏の挨拶があり、浮田泰治副理事長の閉会の辞によって、総会は終了。

今年度の主な事業計画は次のとおりです。

**◎居宅介護事業の充実**

将来のために若手ヘルパーの増員をはかり、各種研修に参加してもらい、介護技術の向上を強化し、きめ細かい介護サービスの提供を行って、利用者増につなげていきたい。

**◎地域内外の広報活動の充実**

「総ぐるみ新聞」やホームページの充実をはかり、新聞には介護情報を多く載せて、当会が介護事業を行っていることを、もっとアピールして、地域の皆様に利用したり、相談したりしやすいNPOにしていきたい。

6月の日限山荘は、3, 6, 10, 13, 17, 20, 24, 27日 am10:00～pm4:00まで開催します。



フルートアンサンブル  
『エフ』の演奏

◎交流事業・生涯学習のいっそうの充実

地域の人の交流を楽しむ場の日限山荘の昼食会(火曜・金曜、8月は休み)は軌道に乗っており、午後には手芸・健康体操・マッサージ体験なども行っている。ただメンバーが固定化する傾向が見えるので、今後工夫して新メンバーを迎えたい。一方、事務所での交流は、男の料理教室、きむら・コーヒー、手芸工房、碁会所、庭での野菜づくりなどが活発に行われている他、介護事業の事務作業、打合せ場所、情報交換場所としてますます重要性を増している。

「お出かけサポート」を年2回、また、地域の納涼大会やバザーに参加して、手芸品等を販売する予定。

アトラクションは、

フルートアンサンブル「エフ」の演奏

フェリス女学院大学ご出身の杉浦容子さん、目黒裕子さん、阿部絵里奈さん、林晃子さんの4人の皆様によって、「サウンド・オブ・ミュージック」「見上げてごらん夜の星を」「口笛吹きと犬」「G線上のアリア」など8曲の演奏があり、最後は、会場の皆さんで東北大震災の復興ソング「花は咲く」を大合唱しました。アンコール曲の「アナと雪の女王」に大きな拍手を送り演奏者が会場の人の若々しい感性に驚きました。

《ご寄付ありがとうございます》

昨年度も、大勢の皆様からNPO総ぐるみ福祉の会に、「寄付が寄せられました。心よりお礼申し上げます。」

- 5月 辻朋子様 岡野美樹様 網頭昌子様
- 今川富佐子様 築地眞佐子様
- 椿満男様 桑田ミツエ様 沖高子様
- 6月 寺島住江様 松本久様
- 7月 小林一彦様
- 8月 小高典子様
- 10月 利根川和代様 浅井すみ子様
- 菅沼永子様 山崎玲子様
- 11月 寺島住江様 市村美代子様
- 12月 日立親切会様 小林一彦様
- 1月 廣田明子様 近藤キヌ様
- 金子きく子様
- 2月 森幸子様
- 3月 大橋綾子様 藤井香代様 掛川史子様

～介護の現場から～

**訪問介護**とは、訪問介護員（ヘルパー）が利用者宅に行って、生活援助や身体介護を行うことで、介護認定を受けた利用者さんであれば、介護保険を使って行うことができます。

**身体介護**とは利用者の身体に触れて行う介護。おむつ替え、トイレ介助、入浴介助、清拭、整容(利用者の身体を拭いたり、髪をとかしたり、服装を整えたりする)、食事介助（食事を食べさせて上げる）利用者と一緒に買い物に行くなどのことです。

**生活援助**とは利用者が、生活していく上でどうしても必要なことを行うことで、掃除、洗濯、食事作り、ヘルパーだけが単独で行く買い物、片付け（日常のもの）などです。

ただ、**介護保険ではできない作業**（同居家族の洗濯や食事作り、家族と共同で使う場所の掃除、草取り、窓拭き、大掃除、洗車、ペットの世話、その他）があります。

このように、介護保険には**使用上の制約**がありますので、介護保険ではできない作業をしてほしい場合には、介護保険外の有料サービスのご利用をお願いします。（一柳 朗）

…「NPO総ぐるみ福祉の会」のホームページ (<http://sougurumi.jp/>) をぜひご覧ください。…

編集：藤井香代